

自殺総合対策会議委員（閣僚）各位

新たな自殺総合対策大綱案の策定に向けて（協力依頼）

自殺はその背景に様々な社会的要因があることから、総合的な対策が必要であり、関係省庁の緊密な連携・協力により、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されています。

現大綱は、令和4年10月に閣議決定され、おおむね5年を目途に見直すこととされていることから、本年から見直しに向けた検討に着手いたします。

我が国の自殺者は、平成10年に急増して以降3万人台で推移したのち、平成22年に減少に転じました。昨年の自殺者数は、統計開始以降最少となる1万9,188人となりましたが、依然として約2万人の方々が自殺に追い込まれており、特に小中高生は過去最多の538人となっています。

多くの方々が自ら尊い命を絶っているという現実があります。

こうした現状を踏まえ、新たな大綱案の作成に資するよう、自殺総合対策の推進に関する有識者会議を開催するとともに、こども・若者の自殺対策については、こども家庭庁において、こども・若者に特化した検討の場を設け、有識者から意見を聴いてまいります。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、新大綱案の作成に向けて、閣僚各位の御協力をお願いします。

令和8年10月30日

自殺総合対策会議会長（厚生労働大臣） 上野 賢一郎